備考　大きさは適宜でよいがあまり小さくないようにすること。

　　　共通投票所にあつては、「投票所」とあるのは「共通投票所」とし、期日前投票所にあつては、「投票所」とあるのは

　　　「期日前投票所」とする。

第十五号様式（投票所標札）

何々選挙第何投票所